

虐待防止委員会及び身体拘束適正化のための委員会

(令和5年4月1日改定)

設置・運営要領

1. 目的

本要領は、障害者虐待防止法等に基づき、虐待の未然防止および早期発見・対応を目的として、事業所内における虐待防止の体制を整備するための基本方針を定めるものである。

2. 虐待防止委員会の設置

ベジモファームB 事業所 虐待防止委員会及び身体拘束適正化のための委員会

設置日：令和5年4月1日

所管部署：管理者・サービス管理責任者

3. 委員構成

委員は以下の通り構成する。

4. 委員会の開催

開催頻度：年2回以上（必要に応じて隨時開催）

開催方法：対面またはオンライン

議事録：作成し、5年間保管すること

5. 主な役割・活動内容

- 虐待の未然防止に関する研修の企画・実施
- 虐待の早期発見に向けたチェック体制の整備
- 虐待が疑われる事案の情報収集と初動対応の確認
- 虐待発生時の対応マニュアルの整備と見直し
- 職員の倫理意識の向上に関する取り組み

6. 虐待防止マニュアル・通報体制

- 虐待防止マニュアル：事業所内に備え付け、全職員が閲覧可能とする

- ・通報体制：以下の通り
1. 職員 → 管理者または委員へ報告
 2. 委員会で協議し、必要に応じて市区町村・家族・行政機関へ報告
 3. 必要に応じて外部相談員に対応を依頼

7. 職員研修

- ・全職員に対し、年1回以上虐待防止に関する研修を実施
- ・新任職員に対しては、採用時に初期研修を行う

8. 個別対応と再発防止

- ・虐待発生時は速やかに調査を行い、対応内容を委員会で確認
- ・再発防止のための具体的な改善策を検討し、実施・周知する

9. 評価・見直し

- ・委員会の活動内容およびマニュアルの有効性を年1回以上評価
- ・必要に応じて見直しを行い、全職員に周知徹底を図る

委員構成

役職	氏名	備考
管理者	小島 郁夫	委員長
サービス管理責任者	小島 郁夫	
職員代表	小野寺 伸依	支援スタッフ
構成員		スタッフ全員